

令和6年度縁結び・子育て美容-eki 事業に関する業務仕様書

1 趣旨

本県の人口は平成11年をピークに減少しており、出生数も毎年減少を続けるなど、急激に少子化が進行している。少子化の要因には、晩婚化の進行や未婚率上昇とともに、核家族化や地域のつながりの希薄化などによって子育ての不安や悩みが増していることが挙げられる。

このため、県では、誰もが定期的に訪れ、気軽に相談しやすい地域の理美容院、ネイルサロン、鍼灸院、整体院等が、子育て支援の場になり得るとの視点から、平成27年度に子育て支援に関する講習を開催し、受講した美容師等がいる店舗を「子育て美容-eki」として認定した。平成29年度からは、結婚を希望する男女の結婚支援の窓口として、「かがわ縁結び支援センター」など結婚支援に関する情報提供を行うなど、結婚について考えるきっかけの場になり得るとの視点から、結婚支援に関する講習を受講した美容師等がいる店舗を「縁結び・子育て美容-eki」として認定している。また、令和元年度からは、結婚や出産等ライフイベントごとに家庭とのやり取りが多い生命保険等を取り扱う方を対象に加え、「縁結び・子育てサポーター」として認定している。

本事業は、既認定店舗に対してのフォローアップ、また認定店舗になり得る者及びその利用者に対して「縁結び・子育て美容-eki」の取組みについて普及啓発を行うことにより、地域全体で子育てや結婚を支援する機運の醸成を図るものである。

2 業務の内容

県全域において認定店舗・関係機関との連絡調整、顧客との会話の中で出た疑問点へのフォローアップ等、事業全体の企画運営を行い、ニーズに合わせて情報提供できる体制を整えるため、「美容-eki 普及推進員」を1名以上配置すること。

なお、「美容-eki 普及推進員」は子育て支援に関して、子育て支援員基本研修を修了している、もしくは子育て支援業務に従事している者等、子育て支援・結婚支援に関して適切な情報提供ができる人材とする。

「美容-eki 普及推進員」は趣旨を踏まえて、その目的達成のために、次の(1)～(7)をうまく組み合わせ、事業を効果的に実施するための工夫をすること。

(1) 「美容-eki フォローアップ用資料」の発行

既認定店舗に対して、認定講習受講時から更新した縁結びや子育て支援の情報、公的な補助金やサービスの情報、地域の情報などをまとめたフォローアップ用資料を作成し配布することで、既認定店舗のフォローアップに努めること。

- ・年3回以上発行すること。
- ・既認定店舗が求める最新の情報を効果的に周知し、既認定店舗のメリットになるような内容を提案すること。
- ・掲載する情報については市町や県が令和5年8月に「結婚・子育て応援に係る連携・協力に関する協定」を締結した経済団体等からの情報も含め、より多くの情報を発信できるように努めること。

(2) 希望がある際の認定講習会の実施

- ・認定講習の受講希望者に対し、講習を実施すること。

- ・受講修了者に交付する修了証の作成や交付を行うこと。
- ・ステッカーのデザインについては、美容院、理容院、エステサロン等の美容に関連のある店舗については、平成 29 年度縁結びから子育てまで美容-eki 事業で作成した「縁結び・子育て美容-eki」を引き続き使用することとし、保険代理店など美容と関連が少ない店舗については、平成 31 年度縁結び・子育て美容-eki 拡大事業で作成した「縁結び・子育てサポーター」を使用すること。



【縁結び・子育て美容-eki】

【縁結び・子育てサポーター】

(3) アンケート調査

- ① 既存の認定店舗の顧客に対してアンケートを実施し、集計するとともに、事業の効果を検証すること。
 - 〔項目〕 ・結婚・子育てについて前向きに取り組もうと思ったか。
 - ・「美容-eki」があることで地域に応援されていると感じたか。 ほか
- ② 既存の認定店舗 60 店舗以上に対して、店舗訪問によるヒアリング又はアンケート等の方法で調査を行い、事業の効果を検証すること。
 - 〔項目〕 ・テキストを活用して講習会で学んだ事が生かしているか。
 - ・月に 1 回以上は顧客に対し、結婚・子育てに関する情報提供ができていますか。 ほか

(4) 店舗への働きかけ

- ① 既存の認定店舗に対して、以下のような働きかけを行うこと。
 - ・縁結びや子育てに関するタイムリーな情報を発信するため、認定店舗のメールアドレスの確認及び了解を得たうえで「美容 - eki メールマガジン」として定期的にメールにて情報配信を行うこと。掲載する情報については、市町等からの情報も含め、より多くの情報を発信できるように工夫すること。
 - ・顧客のうち、結婚を希望する男女等にかがわ縁結び支援センターへの入会申込やユーザー登録を促すため、リーフレットの設置等への協力を働きかけること。

(5) 「縁結び・子育て美容-eki」WEB サイト（以下「WEB サイト」という。）の管理

- ① 登録
 - (1) の受講修了者の在籍する「縁結び・子育て美容-eki」認定店舗に対し、WEB サイトに店舗情報を登録するため、情報提供を求め、その情報を WEB サイトに登録することにより管理すること。
- ② 変更

登録されている店舗情報に変更がある場合は、登録情報の変更を随時行い、正確な情報提供に努めること。

(6) 広報

- ・事業を広く周知できるよう効果的な広報を提案すること。
- ・婚活中の顧客に対する身だしなみのアドバイスや子ども連れの顧客に対するキッズスペースの設置など、縁結び・子育てに関する特色ある取組みを実施している認定店舗を WEB サイトで年 6 回以上紹介すること。

(7) 事務局運営体制

- ① 受託業者は、以下のことに留意して、「美容-eki 普及推進員」の属する事務局を設置し、講習会参加申込受付や、問合わせ、苦情等への対応を行うとともに、県への定期的な報告などを行う。
 - ・事務局の所在地、連絡先等を明らかにすること。
 - ・本事業は、県の委託事業であり、運営に当たっては県及びかがわ縁結び支援センターとの協議を密に行うこと。
- ② 講習会参加者募集・管理・受付
 - ・参加者の名簿を作成し、情報管理を行うこと。

(8) 実績報告の提出

事業終了後、速やかに以下のもの（紙媒体1部、電子媒体1部）を県に提出し、検査を受けること。

- ① 事業報告書（以下の内容についてまとめたもの）
 - ・全体の概要、手順
 - ・事業に係る企画・内容・手順・手法・期間
- ② 事業の成果物
 - ・アンケート集計結果、ヒアリング結果報告、テキスト・フォローアップ用資料等の成果物
- ③ 記録写真
 - ・写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。

3 留意事項

- (1) 本業務を行うにあたり、結婚支援に取り組まないことも含め、あくまでも自主的な判断によるものであることに留意し、店舗や顧客等へ特定の価値観の押し付けやハラスメントにつながることをないようにすること。
- (2) 受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (3) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (4) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (5) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (6) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (7) 認定店舗のうち柔道整復師法第24条及び、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条に基づく施術所の広告の制限に該当する店舗については、「美容-eki のフォローアップ

用資料」の作成や広報の実施にあたっては、広告可能な内容を確認した上で掲載を行うこと。なお、疑義が生じた場合は事前に県に相談すること。

- (8) 本事業で知り得た個人及び企業等の情報は、他の用途として使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、本委託業務に関し再委託をする場合は、県の承認を得ること。
- (10) 本事業実施においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分配慮すること。
- (11) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (12) 委託料の請求は、精算払いとするが、必要に応じ前金払いを行うこともある。

担当 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 少子化対策グループ 北澤

TEL:087-832-3287